

令和元年度 公文書開示状況（令和元年 1 1 月決定分）

福祉保健局

表の見方

<決定区分>について

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

・一部開示、非開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。

ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
R1.10.23	R1.11.6	R1.11.6	国の通知上「放送大学」を生業扶助の支給対象としない(除外する)ことが分かるもの					1										(東京都情報公開条例第11条第2項に該当) 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局生活福祉部 保護課
R1.11.5	R1.11.8	R1.11.8	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業許可台帳(令和元年10月1日から令和元年10月31日までに新規に許可を取得した特別区内のもの。ただし、名称、所在地、開設者氏名、許可番号及び許可開始年月日が記載されている部分に限る。) (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業許可台帳(令和元年10月1日から令和元年10月31日までに廃止届を受理した特別区内のもの。ただし、名称、所在地、開設者氏名、許可番号、廃止年月日及び届出收受日が記載されている部分に限る。) (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業許可台帳(令和元年10月1日から令和元年10月31日までに休止届を受理した特別区内のもの。ただし、名称、所在地、開設者氏名、許可番号、休止年月日及び届出收受日が記載されている部分に限る。) (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業許可台帳(令和元年10月1日から令和元年10月31日までに再開届を受理した特別区内のもの。ただし、名称、所在地、開設者氏名、許可番号、再開年月日及び届出收受日が記載されている部分に限る。)	5	1														福祉保健局健康安全研究センター広域監視部 薬事監視指導課
R1.9.12	R1.11.11	R1.11.11	病院開設届(第6号様式)(〇〇病院、〇〇病院、〇〇病院、〇〇病院)			1					1	1						東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に定める事由に該当し、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められ、かつ、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
R1.9.12	R1.11.11	R1.11.11	令和元年9月1日現在、文京区内で開設している病院の「病院開設届(第6号様式)」の次の項目がわかる文書 ・名称 ・所在地の電話番号、ファクシミリ番号部分 ・開設年月日 ・診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科名及び診療日時 ・薬剤師					1										医療法施行細則(昭和25年12月東京都規則第209号)の施行前に開設している病院であり、対象の公文書が存在しないため 国開設の病院に係る届出は、平成27年3月31日までは関東信越厚生局が提出先となっており、それ以前に開設された病院の届出は、東京都において対象の公文書を收受していないため	福祉保健局医療政策部 医療安全課
R1.11.5	R1.11.12	R1.11.12	医療法人〇〇の定款		1														福祉保健局医療政策部 医療安全課
R1.11.5	R1.11.12	R1.11.12	医療法人〇〇に係る平成25~29年度のもので閲覧に供する次のもの 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 監事監査報告書		1														福祉保健局医療政策部 医療安全課
R1.11.1	R1.11.12	R1.11.12	医療法人〇〇(3法人分)に係る平成26~28年度のもの、医療法人〇〇(9法人分)に係る平成27~29年度のもの、及び医療法人〇〇(6法人分)に係る平成28~30年度のもので閲覧に供する次のもの 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 関係事業者との取引の状況に関する報告書(会計年度が平成29年4月2日以後に開始するものに添付) 監事監査報告書		1														福祉保健局医療政策部 医療安全課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
R1.11.11	R1.11.12		(1) 東京都所管医療法人(社会医療法人を除く)に係る平成26年度收受～31年度收受のもので、閲覧に供する次のもの 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 関係事業者との取引の状況に関する報告書(会計年度が平成29年4月2日以後に開始するものに添付) 監事監査報告書 (2) 社会医療法人〇〇に係る平成26年度收受、27年度收受(2法人分)、28年度收受(2法人分)、29年度收受(2法人分)、及び30年度收受(2法人分)のもので、閲覧に供する次のもの 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 監事監査報告書 添付書類(構造設備及び体制) 添付書類1-1(救急医療) 時間外等加算件数明細表 添付書類1-2(救急医療) 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準 書類付表3(保有する資産の明細表) (3) 社会医療法人〇〇に係る平成26年度收受～30年度收受のもので、閲覧に供する次のもの 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 監事監査報告書 添付書類(構造設備及び体制) 添付書類1-1(救急医療) 時間外等加算件数明細表 添付書類1-2(救急医療) 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 添付書類5(小児救急医療) 時間外等加算件数明細表 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準 書類付表3(保有する資産の明細表) (4) 社会医療法人〇〇に係る平成26年度收受(8法人分)、27年度收受(9法人分)、28年度收受(9法人分)、29年度收受(9法人分)、及び30年度收受(9法人分)のもので、閲覧に供する次のもの 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 関係事業者との取引の状況に関する報告書(会計年度が平成29年4月2日以後に開始するものに添付) 監事監査報告書 添付書類(構造設備及び体制) 添付書類1-2(救急医療) 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準 書類付表3(保有する資産の明細表) (5) 社会医療法人〇〇に係る平成26年度收受、28年度收受、及び30年度收受のもので、閲覧に供する次のもの 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 監事監査報告書 (6) 社会医療法人〇〇に係る平成27年度收受、28年度收受(2法人分)、29年度收受(2法人分)、及び30年度收受(2法人分)のもので、閲覧に供する次のもの 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 監事監査報告書 添付書類(構造設備及び体制) 添付書類1-1(救急医療) 時間外等加算件数明細表 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準 書類付表3(保有する資産の明細表)	1														福祉保健局医療政策部 医療安全課	
R1.11.8	R1.11.12		医療法人〇〇の定款	1														福祉保健局医療政策部 医療安全課	
R1.11.1	R1.11.13		薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所)(令和元年10月1日から令和元年10月31日までに、新規に開設を許可した施設及び廃止届を受理している施設)	1														福祉保健局保健政策部 保健政策課	
R1.10.30	R1.11.13		〇年〇月〇日・〇日の福祉保健局生活福祉部保護課職員が厚生労働省社会・援護局保護課へ生業扶助に関する問い合わせをした際の記録															(東京都情報公開条例第11条第2項に該当) 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。 福祉保健局生活福祉部 保護課	
R1.10.30	R1.11.13		〇年〇月〇日・〇日に福祉保健局生活福祉部保護課が厚生労働省社会・援護局保護課へ生業扶助に関する問い合わせを行った件について、福祉保健局生活福祉部保護課〇〇区指導担当課長代理が〇〇区へ連絡を行った際の記録															(東京都情報公開条例第11条第2項に該当) 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。 福祉保健局生活福祉部 保護課	
R1.10.30	R1.11.13		検診を行っていない検診命令書に対し支払う裁量がかかる厚生労働省社会・援護局の通知(「生活保護問答集について」を含む。)															(東京都情報公開条例第11条第2項に該当) 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。 福祉保健局生活福祉部 保護課	
R1.11.1	R1.11.13		診療所台帳及び歯科診療所台帳(令和元年10月31日現在、営業の許可を受けている施設)、診療所台帳及び歯科診療所台帳(令和元年6月1日から同年10月31日までに休廃止の届出をした施設)	1														福祉保健局南多摩保健 所企画調整課	
R1.11.1	R1.11.13		薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売・貸与業台帳(令和元年10月31日現在、開設の許可を受けている施設)	1														福祉保健局南多摩保健 所企画調整課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
R1.11.13	R1.11.22	R1.11.22	(1) 令和元年度山谷地域越年越冬対策事業実施計画 (2) 平成30年度山谷地域越年越冬対策事業の実施結果 (速報版)	9	1														福祉保健局生活福祉部保護課	
R1.10.21	R1.11.22	R1.11.22	・業務報告書 ・委託完了届	2	1														福祉保健局少子社会対策部計画課	
R1.10.21	R1.11.22	R1.11.22	・30福保子計第122号 ・30福保総契契第7005号 ・30福保総契契第7005号の2 ・31福保子計第56号 ・31福保契契第7014号の2	47	1						1				1				○事業者が提出した内訳金額は、事業者が独自の技術・ノウハウに基づき算出した単価等であり、公にすることにより、事業者の独自の技術等が流出し、また、今後の同種案件における事業者の入札金額・見積額が推察されるなど、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められ、条例第7条第3号に該当するため ○公にすることにより、今後の同種の契約における予定価格が推測され、見積や入札の適正な実施が困難になるなど、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため	福祉保健局少子社会対策部計画課
R1.10.21	R1.11.22	R1.11.22	29 健安契第164号 契約締結手続き関係書類一式 29 健安契第523号 契約締結手続き関係書類一式 30 健安契第143号 契約締結手続き関係書類一式 30 健安契第549号 契約締結手続き関係書類一式 31 健安契第126号 契約締結手続き関係書類一式 31 健安契第453号 契約締結手続き関係書類一式 31 健安契第465号 契約締結手続き関係書類一式	196	1						1				1				事業者が提出した内訳金額は、事業者が独自の技術・ノウハウに基づき算出した単価等であり、公にすることにより、事業者の独自の技術等が流出し、また、今後の同種案件における事業者の入札金額・見積額が推察されるなど、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため 公にすることにより、今後の同種の契約における予定価格が推測され、見積や入札の適正な実施が困難になるなど、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
R1.11.11	R1.11.25	R1.11.25	○年○月○日から○月○日までの間、保護課医療担当から○○区へ社援保発第0330001号-Ⅱ-3稼働能力に係る内容等について連絡を行った際の記録																(東京都情報公開条例第11条第2項に該当) 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局生活福祉部保護課
R1.11.20	R1.11.26	R1.11.26	施術所台帳 (あはき・柔) 令和元年11月20日現在開設の届出を受けている施設		1														福祉保健局南多摩保健所企画調整課	
R1.9.27	R1.11.26	R1.11.26	平成21年度 東京都多摩地区飲用井戸等における有機フッ素化合物 (PFCs) の調査結果	2	1						1				1	1			第7条第2号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 第7条第6号 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 第7条第7号 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
R1.9.27	R1.11.26	R1.11.26	平成21年度 東京都多摩地区専用水道における浄水中有機フッ素化合物 (PFCs) の測定結果	1	1														福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
R1.9.27	R1.11.26	平成21年度	東京都多摩地区専用水道における原水中有機フッ素化合物 (PFCs) の調査結果	1	1													第7条第6号 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 第7条第7号 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
R1.9.27	R1.11.26	平成22年度	東京都多摩地区専用水道における浄水中有機フッ素化合物 (PFCs) の測定結果	1	1														福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
R1.9.27	R1.11.26	平成22年度	東京都多摩地区専用水道における原水中有機フッ素化合物 (PFCs) の調査結果	1	1													第7条第6号 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 第7条第7号 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
R1.9.27	R1.11.26	平成24年度 平成24年度	東京都多摩地区専用水道における原水中有機フッ素化合物 (PFCs) の測定結果 東京都多摩地区専用水道における通し番号及び収受番号	2	1														福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
R1.9.27	R1.11.26	平成24年度	東京都多摩地区専用水道における収受番号及び所在地情報	1	1													第7条第6号 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 第7条第7号 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
R1.9.27	R1.11.26	平成25年度	東京都多摩地区専用水道における原水中PF0A・PF0Sの調査結果	1	1													第7条第6号 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 第7条第7号 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
R1.11.14	R1.11.27		理容所台帳及び美容所台帳 (西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所) (令和元年10月1日から令和元年10月31日までに新規に営業を確認した施設)		1														福祉保健局保健政策部保健政策課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
R1.11.15	R1.11.29	R1.11.29	外国籍の不服申立ての教示の件に関し、保護課〇〇区指導担当から〇〇区へ連絡した記録					1											(東京都情報公開条例第11条第2項に該当) 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局生活福祉部保護課
R1.11.15	R1.11.29	R1.11.29	〇〇区指導担当課長代理が〇〇区と「外国籍について、憲法10条の解釈運用」に関しやり取りしたことが分かる記録等					1											(東京都情報公開条例第11条第2項に該当) 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局生活福祉部保護課
R1.11.15	R1.11.29	R1.11.29	生業扶助(技能習得費)について、支給決定に際し申請者「本人について」当該扶助が必要か否かの判断をせずに却下することができる根拠(又は、申請者「本人について」当該扶助が必要な否かの判断をせずに決定する場合の根拠)					1											(東京都情報公開条例第11条第2項に該当) 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局生活福祉部保護課
R1.11.15	R1.11.29	R1.11.29	生業扶助(技能習得費)の支給に関し、都内(区市)福祉事務所で「放送大学履修制度(学校教育法第5条)」を統一的に却下していることがわかるもの					1											(東京都情報公開条例第11条第2項に該当) 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局生活福祉部保護課
R1.11.21	R1.11.29	R1.11.29	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく以下の台帳 (令和元年11月21日現在のもの。) (1) 卸売販売業許可台帳(特別区内のもの。ただし、営業所名称、営業所所在地、開設者氏名が記載されている部分に限る。) (2) 配置販売業許可台帳(ただし、開設者氏名及び開設者住所(開設者が法人の場合に限る。)が記載されている部分に限る。)	1	1															福祉保健局健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが4件あります。